

多久市福祉事務所『多久市社会福祉の実体』

平, 将志
九州大学 : 助教

<https://doi.org/10.15017/7172167>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 39, pp.117-147, 2024-03-25. 九州大学附属図書館
付設記録資料館産業経済資料部門
バージョン :
権利関係 :



【資料紹介】 多久市福祉事務所 『多久市社会福祉の实体』

平 将 志

本稿の課題は、多久市福祉事務所『多久市社会福祉の实体』（以下、『实体』）について資料紹介を行うことである。本資料は、筆者が多久市議会议務局において多久市議会『昭和三十三年文教厚生委員会会議録』を閲覧した際に、簿冊に綴られたものを発見したものであり、教育教厚生委員会に添付資料として添付された資料と考えられる。『实体』は、国立国会図書館や公立図書館のほか、Cine:上でも所蔵は確認できない。

佐賀県多久市は佐賀県内陸部に所在する自治体であり、一九五四年五月一日、小城郡北多久町、多久村、西多久村、東多久村、南多久村の一町四村の合併により誕生した。多久市には、明治鉱業佐賀鉱業所、同古賀山鉱業所及び三菱鉱業古賀山鉱業所などが所在した佐賀県の代表的な「炭都」の一つであった。近接する大町町がほぼ杵島炭鉱に纏まっていた反面、多久市では大手炭鉱のほか、中小炭鉱が群小したという特徴がある。一九五〇年代後半から多久市において石炭産業が斜陽化し、一九七二年二月の明治佐賀の閉山によって石炭産業は終焉をむかえた。

一九五三年頃から各産炭地では基幹産業である石炭産業の斜陽化によ

り、炭鉱の休閉山が顕在化し、炭鉱失業者が局所的に発生して社会問題化した。このような実態をうけて、産炭地自治体の中には石炭不況に関する各種調査を行ってものが存在する。たとえば、福島県旧内郷市（現いわき市内郷）では外交官出身の沼田一夫市長が青少年問題の解明などのために、社会福祉協議会、経済企画庁及び国立精神衛生研究所に各種調査を依頼した。^①とくに国立精神衛生研究所は、二回にわたり規模の大きい調査を実施している。このような調査を元にした資料は各自治体で作成されたと考えられるが、一九五〇年代については福岡県や福島県など一部地域を除くと、その所在は確認ができない。^②そうした意味からも、『实体』は「炭都」における実態を把握できる貴重な資料の一つとして位置づけられよう。

本資料は全六章から構成される。「第一章 生活保護の推移並に貧困世帯発生過程」では「まえがき」において、生活保護制度の運用に言及する。多久市では一九五四年五月から一九五五年三月にかけて、生活保護費は約五・四倍の伸びを記録したが、この理由は直接的には物価高騰

のほか、石炭不況にともなう炭鉱失業者の発生に起因するものである。これに加えて、多久市福祉事務所は、「福祉の行政実施面に整備されていなかった人容の点にも大きな要因」があったことに言及している。この文脈は、多久市は市政昇格により、新たに福祉事務所を新設したが、現業員自体が生活保護業務に関する経験が浅く、資産調査などが十分に行えなかったことを暗示している。^③ただし、被保護階層の膨張は、同年一月の被保護世帯五九ケースをピークにして縮小傾向に転じた。多久市福祉事務所は、この縮小の理由について「実施機関の対策がかなり適正運営されて来たこと、更らに大きく低所得層の勤労意欲の向上など」をあげている。^④

「第二章 児童福祉の状況」では、多久市の児童福祉の動向についてふれているが、石炭不況の影響から長期欠席児童や非行児童が発生したことを指摘する。これらの児童は、「大部分が貧困家庭の児童であるが、親の無理解がこれに拍車」をかけることになり、「放置すれば直ちに非行児に移行する公算が大きく、現に非行児の大半が長欠に因をなしている」と述べる。「第三章 身体障害者の状況」では、身体障害者福祉手帳の交付状況、運賃割引証の発行件数などに言及している。「第四章 母子福祉の状況」によれば、多久市には四五〇世帯の母子世帯があり、上位二つは「夫の病死」二一八世帯、「夫の戦死」八三世帯である。「夫の戦死」や「夫の外地よりの未帰還」が含まれているのは、当時の時代性を色濃く反映している。なお、母子世帯において「炭坑事故による夫の死亡」の六世帯が含まれおり、この動向は「炭都」の特性を示しているといえるよう。

「第五章 老人福祉状況」では、一九五七年五月に全国二番目の老人ク

ラブが多久市に発足したことが指摘される。老人クラブが全国的にみて早期から発足した経緯は述べられていないが、多久市は孔子霊廟があり、儒教思想の定着が関係したのではないかと思われる。「第六章 社会福祉協議会の状況」では、まず、多久市社会福祉協議会の設立経緯が述べられ、これに続いて子供民生員、季節保育所や児童遊園地の設置、さらに共同募金、世帯更生資金などの諸事業概要が説明される。これらの事業の中で注目すべきは、多久炭鉱への救済事業と民生委員の役割であろう。一九五八年一月の多久炭鉱の閉山時に、多久市では同鉱失業者に対して、世帯更生資金の枠の拡大や年末助け合い運動が展開された。民生委員は、一九五五年の石炭不況時にも貧困世帯の更生を行っていたが、多久炭鉱の閉山時には従業員的生活実態調査を行い、福祉事務所による保護実施のために、資料収集を行ったという。

「結論」では、多久市における生活困窮者層の約六〇％が炭鉱の勤務経験がある者であり、失業対策事業（以下、失対事業）と生活保護制度の併給世帯は四四％に達したことが指摘される。つまり当該期には稼働世帯の貧困＝ワーキング・プアが顕在化していた。失対事業は労働省が所管した労働政策の一つであるが、宮地克典が指摘するように、制定当初から社会保障政策的な性格を多分に帯びていた。^⑤当該期にはこのように「二つの公的扶助」が併存しており、失対事業への就労では生活の維持が困難な者に対して、実質的に生活保護制度が補完的に適用されていた。^⑥つまり「二つの公的扶助」は補完関係にあったことがその実態からも確認できる。ただし、社会保障制度の基礎となる社会連帯思想などが定着されていないためか、前述した動向について多久市福祉事務所は、「社会保障制度の依存」と捉えている。こうした依存の解消については新生活

更生運動に求めている。最後に、多久市が置かれる地勢的要因にもとづく水害対策や石炭対策の必要性を論じ、多方面から福祉の欠如や生活面に対する克服方法の模索が必要であることに言及している。そして、福祉を推進する一例として、社会福祉協議会の強力な運営に求めている。ただし、当該期の多久市は、一九五六年に財政再建団体に指定されており、このことが市の行政運営上の制約となることを暗示している。

本資料の特徴として、多久市における社会福祉の実態がコンパクトに纏められていることがあげられる。ただし、『実体』の構成には若干の難点がある。第一章では「まえがき」において、多久市における生活保護制度の運用を説明した後に、「第一節 人口動態」「第二節 産業構造」「第三節 所得の状況と貧困世帯との関係」の項目が続いている。そのため多久市における概況、生活困窮者の発生とその救済との関係が掴みにくい。「第一節 人口動態」から「第三節 所得の状況と貧困世帯との関係」で概況を掴んだ上で、「まえがき」を確認する必要がある。

なお、本稿は、日本学術振興会、科学研究費助成事業（若手研究）、二一K一三四六一による研究成果の一部である。

注

- (1) 東北経済研究所『貧困世帯の発生過程——石城郡内郷市に於ける実態』福島県社会福祉協議会、一九五六年、内谷忠治『内郷市経済実相調査』昭和三一年度版、一九五六年、横山定雄ほか『炭礦町と青少年問題』国立精神衛生研究所『精神衛生研究』第一号、一九五三年、国立精神衛生研究所編『斜陽炭礦都市の研究——常磐内郷市の精神衛生構造』一九六四年ほか。

- (2) 福岡県知事室企画局『デフレ政策の福岡県経済に及ぼす影響——とくに石炭産業を中心として』一九五四年、同『デフレの影響と失業問題——石炭産業を中心として』一九五五年ほか。そのほかに九州経済調査協会が筑豊炭田や北松炭田において実態調査を行っていた。

- (3) このような事例は他産炭地でも確認できる。たとえば、長崎県松浦市の事例を検討した平 将志「北松炭田における炭鉱離職者救済——長崎県松浦市を事例として」『社会事業史研究』第六〇号、二〇二一年、一二三―一三八頁を参照のこと。後述するように、民生委員が協力機関として対応する事例も存在した。

- (4) 一九五五年、多久市は佐賀県で最も高い保護率を記録するが、それ以降は一九六三―六四年頃に一時的な上昇はあるものの、ほぼ横ばいで推移する。一九六〇年代以降、伊万里市福祉事務所のほか厳木町や相知町などを管轄する北部福祉事務所管内では被保護階層の膨張が確認できるが、多久市では際立った変化がみられない。多久市における生活困窮者救済の実態解明は今後の課題となろう。

- (5) 宮地克典「日本における失業対策事業史再考——失業者の雇用・生活問題を中心に」『経済学雑誌』第一一五巻第二号、二〇一四年、二九―四九頁。

- (6) 平 将志「空知炭田における生活困窮者救済——北海道美唄市を事例として」『社会事業史研究』第六三号、二〇二三年、一二三―一三八頁。

- (7) 一九五三―五四年には、地方自治体では財政赤字が顕在化した。政府は、地方自治体の財政再建を講じるため、一九五五年に地方財政再建促進特別措置法を制定した。財政再建団体では自治庁（一九六〇年以降、自治省）の指導により、財政再建のために歳入面では使用料・手数料の引き上げ、歳出面では人件費、事業費など各種合理化を余儀なくされた。多久市は、一九五六年度に財政再建団体の指定をうけて、一九六四年度に指定解除と

なっている。自治庁『地方財政再建の状況——記録編』第一法規出版、一九五八年、五四〇～五四一頁、多久市史編さん委員会編『多久市史』第四卷、二〇〇八年、一三一～一三二頁、一四三～一四四頁。

昭和三十三年五月

多久市社会福祉の实体

多久市福祉事務所

凡 例

- 一、表については、数値や合計に誤りがある箇所も存在するが、修正が難しいことから、原文のとおりとした。
- 二、文章の中で間違いと思われる箇所には、ママのルビをふった。
- 三、本文中には多久市福祉事務所によって訂正線が引いてある箇所があるが、多久市に関する情報が含まれるため、原文どおりにした。
- 四、附表(一)～(三)には福祉事務所職員や民生委員の住所が掲載されているが、プライバシーの保護の観点から割愛した。
- 五、本文中には一部不適切な表現があるが、原文を尊重してそのままとした。
- 六、掲載に際しては、多久市議会事務局、総務課から掲載許可をいただいた。記して御礼申し上げます。

目次

序文	一
第一章 生活保護法の推移並に貧困世帯発生の過程	一
第一節 人口動態	四
第二節 産業構造とその特徴	四
一. 主要産業の特徴	四
1. 石炭鉱業	
2. 農業	
3. その他	
第三節 所得の状況と貧困世帯との関係	八
第二章 児童福祉の状況	九
第二 ^{ママ} 節 長期欠席、非行、肢体不自由児、精神薄弱児童	九
1. 長期欠席児童	
2. 非行児童	
3. 肢体不自由、精神薄弱児童	
第三 ^{ママ} 節 保育所保育措置の状況	一一
第三章 身体障害者福祉の状況	一三
第一節 身体障害者の障害状況	一三
第二節 身体障害者福祉状況	一三
1. 手帳交付	
2. 割引証交付	
3. 補装具交付	
4. 更生医療給付	
5. 生活保護世帯	
第四章 母子福祉の状況	一三
第一節 母子世帯となった原因別、状況	一三
第二節 母子世帯の職業別状況	一四

第三節	母子福祉資金の貸付状況	一四
第五章	老人福祉の状況	一五
第一節	老人クラブの状況	一五
第二節	戦没者遺族の状況並に靖国の遺児の状況	一五
第三節	未帰還者の状況	一五
第四節	中学校卒業児童の就職状況	一六
第五節	引揚者給付金並に遺族給付金の取扱状況	一六
第六章	傷痍軍人会の状況	一七
第六章	社会福祉協議会の状況	一七
第一節	市社会福祉協議会設立の経過	一七
一	児童福祉関係	一七
1	子供民生委員創設	一七
2	季節保育所の助成	一八
3	児童遊園地の設置	一八
二	老人福祉	一八
三	母子福祉	一八
四	共同募金並に日赤社費納入状況	一九
1	共同募金納入状況	一九
2	日赤社費徴収状況	一九
五	社協協力物故者の慰霊法会	一九
六	世帯更生資金並に医療貸付金の貸付状況	一九
七	多久炭坑救済事業	二〇

八、	昭和三十三年歳末助け合い運動について	二〇
第二節	民生委員の活動状況	二〇
結 論		二〇
附表(一)	多久市福祉事務所職員名簿	
附表(二)	多久市社会福祉協議会役員名簿	
附表(三)	多久市民生(児童)委員会名簿	

序 文

盆地のなかに丘陵があり、起伏複雑な景観を呈している多久市、北に天山のやまなみを望み、西に船山、八幡岳を仰ぐ、東、南何れも台丘に膚接して外観まことに静謐である。

嘗て、いにしへは西溪の城址に四季を採ね、廟堂又その薨の朽ちたるを誇り、清冽の多久川に聞く有明の渇を結ぶ舟の櫓の音など、昔を偲べば興趣濔々として尽きない。しかしながら、近代の市の様相は、がらりとその趣を変えて、逞ましい生産の息吹きに満ち溢れている。

マイトの響、コンベヤーの騒音、ピラミッド型の硬山の景観、どろどろの黒い川の流れ、その黒い川の流れのなかにさへ生産の生活がある。今や嘗ての感傷にかわって、そこには明日の生活への躍動があるのみである。面積九七七五平方呎、四周の山岳から流れ出る、唐堀、中通、今出、南湊の諸川は、幹川多久川に合流して雨季における増水は甚だしい。その流域を圍繞して農業が営まれているが、水防の対策は今後尚残された課題である。しかしながら、それにもまして今や実質的に石炭鉱業都市として歩みを続けている当市は、田園都市のそれとは異り、さまざまな生活形態を織りなして、鉱業経済の浮沈による社会生産への影響は深刻である。中国、北九州の工業地帯のように、諸種の工業を伴う地域であれば一鉱業の浮沈にはそれほど左右されないが、当市の形態は一本杉である点に問題がある。

さて、当市の状態をつぶさに研究して対策を講ずることは、とりもなおさず、社会の福祉を増進することとなる訳である。地勢の展望から

人口の密度の様相や産業の特色を知り、交通の状態から都市形態の要因を知るなど、かくして概念を掴むことができる。

又更らにその地域のなかの都市を支えている、動的問題に足を踏み込んでみるに、さまざまな社会の実態を知ることができる。その複雑な市の動態が克明に解剖されていって、凡ゆる角度から解明されるときに、緩急の差異こそあれ市ははっきりと発展的方向に動き出すのである。

ここに、私たちの主管部門から多久市社会福祉の状況をつまびらかにして、これからのいろいろな福祉増進のための課題を研究していこうと考えている。

第一章 生活保護の推移並に貧困世帯発生過程

まえがき

昭和二十九年五月町村合併によって、多久市が誕生したのであるが、該年度十一か月間の保護費の支出状況及び保護世帯の推移は、合併当時五月の四一〇、〇〇〇円から三十年三月の二、二二〇、〇〇〇円へとその差一、八〇〇、〇〇〇円となり倍率五・四倍の上昇率を示したのである。

このことは、市の産業形態の中核をなしている石炭鉱業の不況の兆候と見れば已むを得ない状態とも考えられるが、反面、この期において福祉の行政実施面に整備されていなかった人容の点にも大きな要因があったようである。一応不況の最潮期を三十年九月から三十一年三月までと想定すれば、保護世帯数の最高は、十一月の五五九ケースで保護費の最高は十月の三、三〇〇、〇〇〇円となっており、三十一年三月においては五〇六で、保護費三、一九〇、〇〇〇円と横ばいの状態となっている。

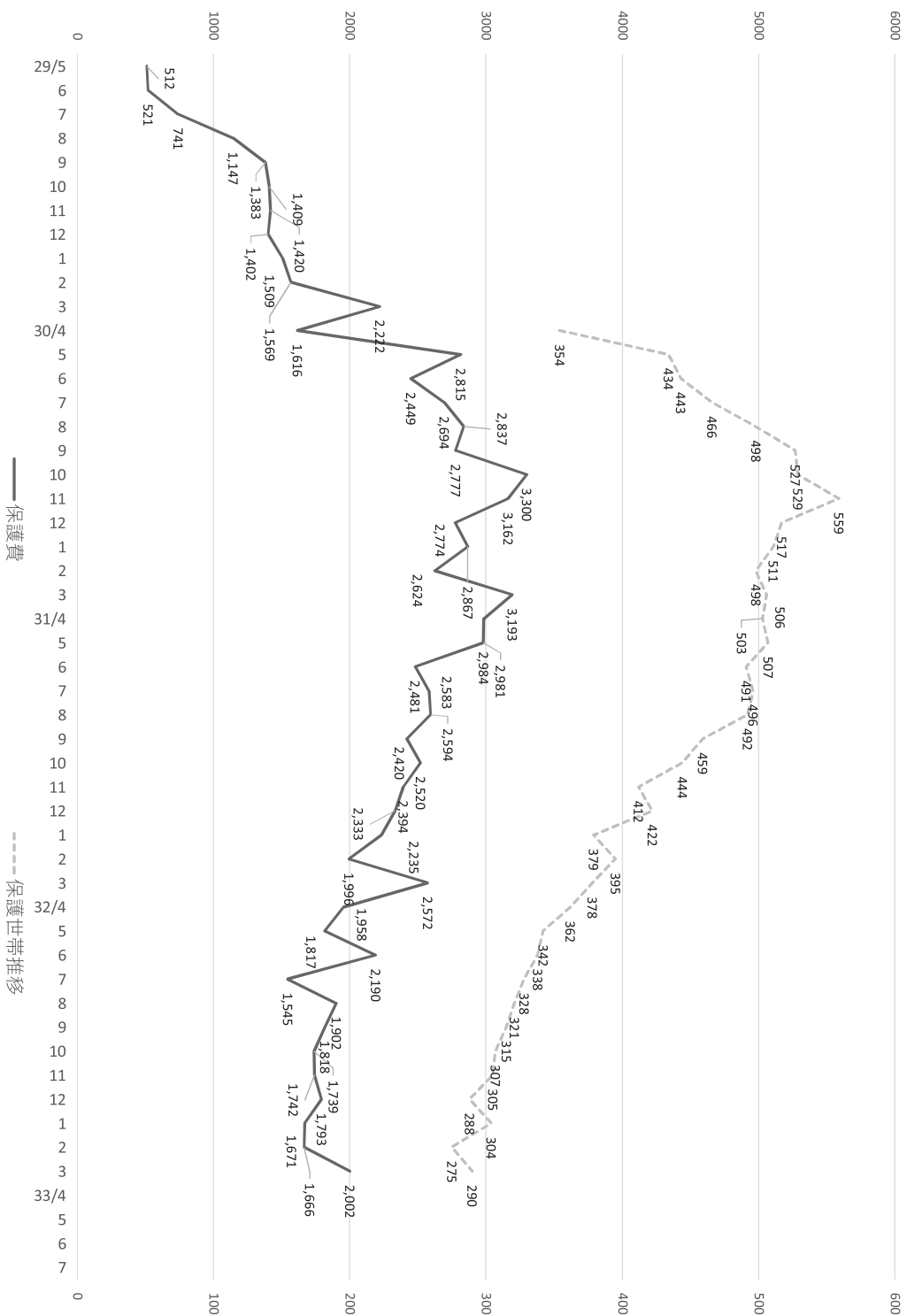
三十一年度は、炭界の好転と行政実施機関の人事の拡充と相俟つて、漸次通減の一途を辿り、更に三十二年度末に至つては、遂に二七〇ケース保護率二、〇〇〇、〇〇〇円となりほゞ正常の状態に落ち着いている。

このことは、市民生活の安定化と、民生委員の防貧対策に関する積極的な活動が或る程度実効を収めていることや、又実施機関の対策が、かなり適正運営されて来たこと、更らに大きく低所得層の勤勞意欲の向上などがその要因をなしたようである。

三十三年度の見透しとしては、諸般の状況から若干景氣後退の兆候が感じられ、既に多久炭坑、多久原炭坑の閉、休山をはじめ、小企業の経営は漸時急迫を告げているようであるが、生活保護の適正運用は常に個々の急迫の実態に即してなされなければならないことは、いつの場合においても同じである。

しかしながら、不況になればなるほど市民自らの最低生活を維持する最高度の努力と、側面的防貧対策が益々強く打ち出されなければならないときに至っているようである。しかしてこの被保護世帯のよつて来たる要因と過程並にボーダーライン層の状況について順を追うて述べて見たい。

多市内生活被保護世帯数並保護費移動表



生活保護法による保護収容者調査 (33.5.1)

医 療 機 関		養 老 施 設		更 生 施 設	
病 院 名	入院患者数	施 設 名	収容者数	施 設 名	収容者数
国立嬉野病院	3	佐賀向陽園	3	南濠睦園	4
〃 佐賀病院	3	杵島向陽園	2	計	4
〃 佐賀療養所	9	寿 楽 園	1		
〃 武雄療養所	1	計	6		
〃 肥前療養所	1				
多久市立病院	32				
村立共立病院	1				
佐賀精神病院	4				
進 藤 病 院	1				
白石保 養 院	1				
筑 豊 病 院	1				
佐賀県立病院	3				
計	60				

年度別保護費一覧表

年度 扶助別	29年度	30年度	31年度	32年度
生活扶助	5,960,159	14,705,690	13,193,951	9,492,456
住宅扶助	314,605	1,334,419	1,393,048	941,924
教育扶助	365,683	1,192,642	1,493,866	811,332
医療扶助	6,798,113	14,972,835	13,533,653	10,362,559
出産扶助	20,245	57,322	52,471	16,800
葬祭扶助	44,640	52,774	71,480	66,024
生業扶助	12,000		103,240	189,604
施設事務費	121,920	182,817	256,948	270,007
計	13,637,365	32,698,305	30,098,657	22,150,706

注 29年度は5月～12月迄で11ヶ月分を計上

第一節 人口動態

市の人口四五、三四五人のうち一五才より六四才までの人口を労働人口とすれば二六、三三八人となる。これは市人口の五八％となる。これは市人口の五八％である。全国の対比は全国の一四才以上の人口六一、二六〇、〇〇〇人のうち、労働人口は三九、九九〇、〇〇〇人で、労働率は六五％となっており、当市のそれよりかなり高い。

又六五才以上の老人人口は一、九九六人でこれは約四％となる。全国比は五・三％で、当市のそれよりこれよりかなり高い。これによれば一四才未満の児童人口は一六、八五一人で三七％となり市の人口構成比率は児童の点に於いて、全国の、三〇、三二五、〇〇〇人の三三・六％の比率をかなり上廻るといことができる。

第二節 産業構造とその特徴

一、主要産業の特徴

1. 石炭産業

産業大分類による鉱業部門の占むる人口は市内稼働人口の一七、一五九人中、五、四〇四人であつて、その率は三一・五％である。

農業部門の占むる率は三八・一％であつて、一見農業稼働人口が第一義的に考えられるが、農業の実世帯は二、七五六世帯であつて、世帯員中の稼働人口は二・四人の割合をなしている。しかしながら鉱業の場合は農業の世襲労働と異なり、雇傭市場の能力、条件に制約されている関係上世帯数としても農業のそれを遥かに超えた四、四五〇世帯であつても家族中の稼働人口は一・二五五人の割合しか示し

町別世帯人口構成表 (30.10.1)

町別	区分	世帯数	人 口	面 積	世帯平均 人	人 密 度
総 数		8,993	(人) 45,300	(平方杆) 9,775	(人) 5.05	(人) 464
東多久町		2,494	13,400	1,579	5.36	848
南多久町		1,171	6,100	1,749	5.20	348
多 久 町		1,366	6,200	1,685	4.54	366
西多久町		479	3,000	1,953	6.26	153
北多久町		3,480	17,300	2,809	4.90	615

昭和31年度人口動態表 (市)

種別	区分	人 員	人 口 比
出 生		(人) 978	(%) 2.17
死 亡		370	0.82
自然増		608	1.35
婚 姻		334	0.74

土地構成表 (市) (昭和30.10.1)

面積	区分	宅 地	耕 地	山 林	原 野	其の他
総 数	(平方杆) 9,775	1,819	1,888	5,075	1,550	1,158

年齢別人口構成調査 (30.10.1)

年齢別	区分	総 数	男	女
0歳～9歳		(人) 12,658	(人) 6,365	(人) 6,303
10歳～14歳		4,193	2,121	2,072
15歳～19歳		4,193	2,121	2,072
20歳～29歳		7,367	3,699	3,668
30歳～39歳		6,132	2,962	3,170
40歳～49歳		4,489	2,266	2,223
50歳～59歳		3,213	1,610	1,603
60歳～64歳		934	453	481
65歳～69歳		933	453	480
70歳～79歳		1,003	413	590
80歳以上		230	84	146
計		45,345	22,537	22,808

備考1. 労働人口とは満15才より64才までの年齢区分による人口をいう。

2. 全国人口区分比は(厚生指針32.8資料による)
0才～14才33.6% 15才～64才66.1% 65才以上5.3% (昭和30年)

ていない。所謂鉱業の場合は一世帯一人の稼働力となり〇・二五人のそれは単独世帯と見ることが出来る。かくて市内の産業部門を占める割合は、世帯を単位とすれば約五〇%の高きにある。

昭和三十三年に於ける出炭総量は、合計一、四四三、〇八三屯であつて、或は戦後最高の状況ではないかと思惟される。硬込屯当単価を四、〇〇〇円と仮定すれば換価推定五、七七二、三三三、〇〇〇円となる。従業員の月間給与(昭和三十三年労働省統計調査部資料)は一、三二〇、三二二円となつており、年間給与は従業員五、四〇四人の一、三二一、一九一、四〇八円となつており、これは約十三%の比率となる。

三十三年一月多久炭坑の閉山に続いて四月更らに多久原炭坑の休山となり、小企業鉱業の倒産が兆しているのは個々の現象か、景況の後退かまだその因を審らかにすることができない。

生産大分類(市) 30.10.1 (全国一斉調査による)

稼働人口比

稼働人員別		総数	男	女	%
分類	数				
総	数	17,159	11,168	5,991	100
1	農業	6,551	3,111	3,440	38.18
2	林業及狩猟行	68	54	14	0.4
3	漁業及水産業	9	7	2	0.05
4	鉱(礫)業	5,404	4,813	591	31.49
5	建設業	1,179	896	283	6.87
6	製造業	481	351	130	2.81
7	卸小売業	1,378	663	715	8.03
8	金融、保険、不動産	196	120	76	1.14
9	運輸、通信、公益業	405	337	69	2.36
10	サービス業	1,205	599	606	7.02
11	公務	283	218	65	1.65

備考1. 稼働人口とは労働人口中の就業している人をいう。

2. 対象はその世帯類型の業種別により主たる生業を基準とする。

礫業出炭量 (32年度)

礫業所名	出炭量		
	上期	下期	計
立山礫業所	64,270 (屯)	139,842 (屯)	204,112 (屯)
古賀山礫業所	118,452	188,575	307,027
明治佐賀礫業所	104,445	244,618	349,063
多久礫業所	20,384	46,541	66,925
多久原礫業所	8,089	19,659	27,748
山犬原礫業所	7,966	11,117	19,087
柚木原礫業所	6,245	12,575	18,820
番所礫業所	3,504		3,504
小城礫業所	151,506	295,295	446,801
計	484,861	958,222	1,443,083

礫業従業世帯数

礫業所名	世帯数	礫業所名	世帯数	礫業所名	世帯数
古賀山礫	663	小城、別府礫	1,837	多久原礫	197
明治佐賀礫	580	多久礫	335		
立山礫	695	北島礫	127	計	4,454

2. 農業

昭和三十年十月調査による耕地は、田一、二八六町歩、畑四〇〇町歩、樹園地二〇二町歩であり、経営耕地面積は一、八八八町歩となっている。農地世帯数二、七五六世帯に対する経営耕地面積の対比は〇・六八五となり、所謂六反八畝五歩となる。県の平均対比は七反

八畝であって当市の一世帯当り面積ははるかに低い。
耕作面積五反以下の世帯数一、〇五四世帯で、即ち零細農業世帯は全世帯中四四％の高きを占める。一町歩以上の耕作世帯も、県平均の二九・九％に比し市の場合には僅かに一六％の低さである。大略して当市の農業世帯の水準は平均して準零細農という。

農業分類表 (昭30.10.1)

	耕 地 広 狭 別	農家数		区 分	農家数
	総 数	2,756		総 数	2,756
農 業 総 数	3反未満 例外規定農家	4	自作・小作別	自 作	1,830
	3反未満	482		小 作	83
	3反 ～5反	568		自小作	869
	5反 ～7.5反	584		その他	4
	7.5反 ～1町	515		総 数	2,756
	1町 ～1.25町	333	専 兼 業 別	専 業	1,009
	1.25町 ～1.5町	173		兼 総 数	1,747
	1.5町 ～2町	82		主とするもの	799
	2町 ～3町	15		従とするもの	948
	3町以上	0			

当市の農家一世帯当たり平均人員を五・〇五人、農家人口を二三、九一七人として一人当り消費面積は一反三畝二歩である。一人一日当り食率^{マツ}を保護法により五・四合とすれば、年間一石六斗二升となる、市の平均反収は二石二斗であるが、必要経費を落して二石と踏めば一人当り余剰三斗八升しか残らず、残余三畝二歩を以てしても副食量に充当出来ない計算となる。僅かながら、その他の附帯経営や多角経営によつて生計を維持していることとなりこの点からも食農の域を出ない。

経営耕地面積	田	畑	樹園地
1,888町	1,286町	400町	202町

農家一戸当平均経営耕地面積		市 比 率	
東多久町	6.7反	5反以下	44%
南多久町	7.4反	5反	
多久町	5.5反	～1町	40%
西多久町	7.8反	1町以上	16%
北多久町	6.2反	県平均	29.9%
市平均	6.7反		
県平均	7.8反		

3. その他

商業の形態は、主要鉱業、農業を背景として成立している。世帯数五三八世帯、従業員数一、二七八人であつて、その内容は飲食料小売業が約五〇％を占め、次いでその他の小売業一八％、次に衣料品関係の一二％の幅で続く。その他漁業、建設、製造、金融、運輸、公益、サービス、公務の各業に至つては突起する事項はない。

商 業 分 類 表 (30.10.1)

種 別	区 分	商 品 数	従業員数
総 数		538	1,278
一 般 卸 売 業		17	53
特 殊 卸 売 業		5	10
各種商品小売業			
織物衣類身廻品業		64	178
飲食料品小売業		266	610
飲 食 店 営 業		28	74
車 輛 小 売 業		14	33
家具建具計器業		39	80
その他の小売業		105	240
月 間 販 売 額			

備考 昭和32年度年間販売額は約3,880,000（単位千円）で月間推定323,000（単位千円）となる。但し税務調査所得総額194,000（単位千円）を基準とし、所得を販売額の15%と推定し逆算した。

第三節 所得の状態と貧困世帯との関係

所得階層別の実態を見るに、年間所得によって区分すれば実収一〇、〇〇〇円以下の低所得世帯数は二、五四〇世帯でこれは総世帯の二八・二%になっており、そのなかに被保護世帯の三・二%、ボーダーライン層の一四%を含んでいる。「厚生指標」による四人世帯（仮に四五才男、四〇才女、一四才女、五才男）を基準にすれば、生活保護法の基準による最低の生活費は約七、〇〇〇円（四給地適用）となり、これが年額は約八四、〇〇〇円となる。

この八四、〇〇〇円は納税基礎控除程度となる。この最低線上にある世帯は市内で一、三三五世帯となっており、そのなかから二七五世帯の被保護世帯を控除すれば一、〇八〇世帯がボーダーライン層という。この

比率が一四%である。

去る三十二年十二月の歳末助け合い募金の配布資料調査によれば、市民生委員が抽出した困窮世帯は、百三五世帯となっているが、これは諸種の関係でうんと絞られた計数であると解され、市内の実態等から勘案すれば、被保護層の約三倍の八二五世帯とみるのが妥当ではあるまいか。

さて、このボーダーライン層は主として世帯主のみか、或は一世帯員のみ収入源によって生計を営んでいる世帯がその大半であるようで、そこに不測の疾病や完全失業等多額の支出や収入の継続的減少を伴う場合に於て大きな危機を孕むものであり、生活設計のあり方も、就労可能な世帯員は何らかの方法で収入を取得する不断の努力が要求されるわけである。

反面市としても石炭砒業や農業等だけに依存することなく、広く附帯工業乃至は独立起業の誘致等多角的に考究して努力されていかなければ将来への懸念は払拭されないようだ。

所 得 別 世 帯 数 32年度

	世 帯 数	率 %
8万円 以下	1,355	17
11万円以下	1,185	13
11万円以上 16万円以下	2,313	25.7
16万円以上 23万円以下	2,681	30
23万円以上 38万円以下	1,221	13
38万円以上 58万円以下	163	18
58万円以上 88万円以下	55	0.6
88万円以上 128万円以下	14	0.15
128万円以上 208万円以下	5	0.06
208万円以上 308万円以下	1	-
計	8,993	100

給食状況表 32年度分

	給 食 状 況		
	児 童 数	金 額	構成率
総 数	(人) 5,182	(円) 845,336	(%) 4.4
4月	452	51,392	
5月	462	89,984	
6月	461	74,241	
7月	443	51,096	
8月			
9月	469	77,944	
10月	467	95,495	
11月	468	82,344	
12月	469	66,448	
1月	473	91,400	
2月	501	94,712	
3月	517	70,280	

学童数 中 2,527人
小 8,119人
計 10,644人

第二章 児童福祉の状況

第一節 貧困児童対策

1. 学校給食対象児童

昭和三十二年度各月に於ける給食（学校給食法に基く完全給食ではない）児童数は平均四七一人であつて、学童総数一〇、六四四人（三三・三・一現在）に比しその率四・四％である。三十三年一月及び二月若干増率を見るのは多久炭坑閉山の影響である。しかして給食総額は三十二年度分八四五、三三六円で月平均額は七六、八四八円となっている。

2. 教科書未購入児童

教科書未購入児童に対する補助は、昭和三十一年度は小学校児童のみに適用された。しかし該年度の対象児童は国庫予算人員は一三七人で、指示額は八二、二〇〇円であつたが実態人員は一七八人で所要額は八二、二〇一円となっている。

三十二年度は小、中学校共通し、小学校の指示は八〇、五〇〇円であるが、実態は一八一人の一〇五、二七五円となつた。中学校の指示は六六人の四七、五二〇円であるが、実態は九一人の八、六一九円となっている。しかしながら国庫補助額は実態人員の如何に拘らず指示額の五分の四相当額である。

第二節 長期欠席、非行、肢体不自由、精神薄弱児童

1. 長期欠席児童

昭和三十二年度長期欠席児童は、小学校四九人、中学校六八人、約一一七人となっている。これは全児童数に対する、〇・〇一％にあつている。大部分が貧困家庭の児童であるが、親の無理解がこれに拍車をかけている。該児童は放置すれば直ちに非行児に移行する公算が大きく、現に非行児の大半が長欠に因をなしている。

長欠、非行の問題は普通、通念的な教護を以てしては、成果は期待することは困難である。しかし、非行児童に対して完全な教護施設を促進することはもとより必要であるとしても、その以前の長欠対策に世をあげた補導助成が必要である。そこに大人の補導と併せて、児童心理をよく知る、児童自身の相互愛育が痛切に感じられるのである。

非行児童措置状況表

32年度

	児童相談 処へ送致	受付経過
総 数	(件) 11	警察10件 児委 1
4月		
5月	3	警察10件 児委 1
6月	1	児委
7月		
8月	1	警察
9月		
10月	1	警察
11月	2	〃
12月	2	〃
1月	1	〃
2月		
3月		

2. 非 行 児 童
昭和三十三年度非行児童の年間措置件数は一件であつて、その殆んどが警察通報による。非行現象の実態は、主として窃盗であるが、両親又は片親が極度に稼働意欲に乏しく、児童教育に関心が薄く、且つ親自分が窃盗をやり、児童がこれに教唆されている点も見逃せない。現在教護施設に児童相談所を経て収容されている児童は松原学園の、一人である。

長欠児童内訳

32年度

学 別	長欠児童数
総 数	(人) 117
東部小	12
納所小	2
南部小	3
中部小	5
西部小	0
北部小	11
緑丘小	16
計	49
東部中	45
南部中	2
中部中	6
西部中	0
北部中	15
計	68

肢 体 不 自 由、精 薄 児 調 査 表

31.11.1 現在

	総 数	言 児	聾啞児	肢 体 不自由児	精薄児
総 数	人 94	人 8	人 6	人 68	人 12
就学前児童	12	1		10	1
就 学 児 童	60	5	1	50	4
卒 業 児 童	3		1	2	
不就学児童	19	2	4	6	7
(手帳交付数)	(2)	(2)	(13)		

養 護、精 薄 施 設 収 容 児 童 状 況

33.5.1 現在

町 別	養 護 施 設			精薄施設
	清 光 園	慈 光 園	聖 母 園	春 日 園
総 数	3	1	1	4
東多久町	3		1	1
南多久町				
多 久 町				
西多久町		1		1
北多久町				2

3. 肢体不自由児童、精神薄弱児童
市内の盲児、聾啞児、肢体不自由児、精神薄弱児は計九四人であり、これは市内学童総数〇・四％にあたる。現在精薄児収容施設春日園に収容している児童は四人である。その他不遇児として養護されている児童は、清光園三人、慈光園一人、聖母園一人計五人である。

第三節 保育所保育措置の状況

日々保育にかける乳児又は幼児を保育する保育園のありかたが確認されるときに保育理念の把握があるのであるが、やゝもすれば修学予備対策として、曲解している向が多いのである。日々生計に追はれている家庭で、児童福祉の原理をうたった法第一条の義務を怠っている実情は甚だ多い。

しかしながら、このようなゆとりのない家庭ほど全てがその保育にも困っているはずである。そこにも強い広報活動が望まれる以所である。極言するならば、その家庭のなかに収入源を確保するもの以外の児童保育に携るものがあるとすれば、全てこのような家庭の児童は、保育所の措置を必要としない筈である。しかし又、最低の生活を維持しつつ保育の出来る家庭を限度とすれば、これ又換言すれば、余剰収入を得るための家庭保育放任による保育所措置は許されない筈である——ということになる。

しかしながら、保育のための児童福祉法に於てはそこまでは要求されていないが、理念は一であつて、変りはないのである。

いづれにしても全ての保育に欠ける家庭かその理念を把握して真に健全生計を営む厚生過程にある間、保育の正常を求めて措置されるように望むものである。しかして将来は、国家の出来る可能の限度に於て措置費の低額補償がなされ反面措置の適正がより強くなされなければならないと考える。

昭和三十二年度市内保育措置児童数は延六、七七七人であつて月間平均四六五人となつており、措置費は年間計三、八六四、三三〇円で月当三二

二、〇二七円となっている。

保育所措置状況

32年度		
	措置数	措置費
総 数	人 6,777	円 3,864,330
4 月	462	304,050
5 月	473	331,195
6 月	467	323,451
7 月	474	327,178
8 月	464	315,272
9 月	434	323,271
10 月	476	331,500
11 月	476	324,189
12 月	480	323,673
1 月	483	319,241
2 月	480	324,533
3 月	405	316,781
平 均	465	

尚昭和三十三年四月に於ける措置児の収容状況を保育所別に示すと左記の通りである。

(法第56条)

保育園措置費の月報

昭和33年4月分

施設 地 別	保 育 園 名	定 員 限度額	生活保護 児童数	能力外の 児童数	基 準 額						400円 より 限度額 まで	措置児 童数と 金額 (計)	措置費 (A)	保護者 負担金 (B)	A－B＝ 差 額	A－Bの額の各負担額			備 考
					見 金 額 (負 担 額)											国	県	市	
5	女 山 保育所	六〇 七〇〇円	1	2	12 1,200	10 1,500		9 2,250	7 2,100	19 10,750	60 17,800	40,670	17,800	22,870	18,296	2,287	2,287		
5	多 久 保育所	七〇 六三九円	7	4	17 1,700	4 600		4 1,000	5 1,500	29 16,424	70 21,224	42,252	21,224	21,028	16,822	2,103	2,103		
5	中多久 保育所	四〇 六八〇円	3	2	3 300	4 600		3 750	4 1,200	20 11,710	39 14,560	23,214	13,200	10,014	8,011	1,002	1,001		
4	双 葉 保育所	八五 六七〇円	6	3	27 2,700		7 1,400	2 500	6 1,800	31 16,620	82 23,020	51,860	23,020	28,840	23,072	2,884	2,884		
4	和 光 保育所	九五 七〇〇円	5	1	31 3,100		9 1,800	6 1,500	4 1,200	36 19,900	92 27,500	62,433	27,500	34,933	27,946	3,494	3,493		
5	みどり 保育所	六〇 五九九円	3	2	6 600	3 450		6 1,500	4 1,200	26 15,077	50 18,827	29,330	18,597	10,733	8,602	1,076	1,075		
5	小城鉱業 保育所	八〇 七三〇円	1	0	22 2,200	5 750		5 1,250	3 900	44 28,210	80 33,310	56,076	33,310	22,766	18,213	2,277	2,276		
	計		26	14	118 11,800	26 3,900	16 3,200	35 8,750	33 9,900	205 118,691	473 156,241	305,835	154,631	151,204	120,962	15,123	15,119	定員 490名 在籍人数479名	

第三章 身体障害者の状況

第一節 身体障害者の障害状況

市内身体障害者総数（届出により手帳交付のもの）は五三三人であつた、その障害別は次表の通りである。

障 害 別 一 覧 表
33.4.1現在

障害区分 町別	総 数	肢 体 不 自 由	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	言 語 障 害	三 種 以 上 障 害
総 数	532	310	161	41	4	16
東多久町	133	87	37	3		6
南多久町	95	41	48	3		3
多 久 町	49	27	9	10	2	1
西多久町	47	28	13	4	1	1
北多久町	208	127	54	21	1	5

第二節 身体障害者福祉の状況

- 一、身体障害者に対する手帳交付件数は五三二件である。
- 二、運賃割引証発行数は昭和三十二年度は五二二件である。
- 三、装具交付件数は二五件で、金額にして一六五、九八六円である。

身 体 障 害 者 福 祉 状 況 32年度

計	運賃割引証発行数		補装具交・修件費		更生医療件数	
		発行数	件 数	金 額	件 数	金 額
計		枚 522	25	円 165,986	1	円 5,350
4 月						
5 月		46	2	8,565		
6 月		26	2	35,790		
7 月		16	1	9,070		
8 月		61	6	29,224	1	5,350円
9 月		66	1	4,970		
10 月		41	6	21,820		
11 月		47				
12 月		83	6	38,547		
1 月		24				
2 月		42				
3 月		70	1	16,000		

- 四、更生医療取扱件数は一見で五、三五〇円である。
- 五、被保護世帯は一大世帯で全被保護世帯の四・一％にあたる。

第四章 母子福祉の状況

第一節 母子世帯となった原因別状況

昭和三十三年四月現在に於ける母子世帯の総数（届出によるもの）は

母子家庭職種別表

33.4.1

	職 種	人 員
職 数	総 数	450
1	商 業	31
2	農 業	106
3	碓 業	28
4	公務員	17
5	会社員	4
6	美容師	2
7	家政婦	6
8	理髪師	2
9	和裁師	3
10	助産婦	4
11	失対労務者	26
12	その他日雇	22
13	その他職業	12
14	無 職	71
15	不 明	111

註 不明は調査未了分

昭和三十二年母子福祉資金の貸付状況は各種併せて件数は二二件、金額六九〇、〇〇〇円となっている。尚昭和二十八年以降の分延件数は一〇八件で金額合計三、〇六七円となっている。貸付の内容は次表の通りである。

第三節 母子福祉資金の貸付状況

調査未了世帯を除き、農業の一〇六が最高で、無職の七一、商業、碓業、失対人夫、その他日雇人夫、公務員の順である。

第二節 母子世帯の職業別状況

四五〇世帯となっており、その原因は、夫の病死二一八、夫の戦死八三、夫と離婚一七、炭坑事故による夫の死亡六、夫の外れよりの未帰還三、その他一三、調査できなかった世帯一一となっている。

母子福祉資金貸付状況

	昭和32年度貸付状況		昭和28年以降貸付状況	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	22	690,000	108	3,067,400
生 業 資 金	3	95,000	15	566,000
支 度 資 金	4	55,000	6	85,000
技能習得資金	0	0	0	0
生 活 資 金	0	0	0	0
事業継続資金	6	180,000	20	580,000
住宅補修資金	0	0	0	0
就 学 資 金	3	288,000	56	1,608,400
就 業 資 金	3	72,000	11	288,000

備考 被保護世帯は78世界で全被保護世帯の25.5% 高率を示している。

母子世帯原因別表

原因別	総数
総 数	450
病 死	218
戦 死	83
離 婚	17
炭坑事故	6
未帰還	2
其の他	13
不 明	111

町別母子世帯数

町 別	人 員
総 数	450人
東多久町	161
南多久町	54
多 久 町	65
西多久町	35
北多久町	135

第五章 老人福祉状況

第一節 老人クラブの状況

昭和三十二年五月九日東京都に次ぐ全国二番手として当市に老人クラブが設立されたのであるが、その後現在までに憩の家が五ヶ町にそれぞれ設置を終えた。敬老の道徳復興と相俟って民生委員の活動を中核とした、婦人層、高年層の協調を昂揚して敬愛による家庭の融合を通じて明朗社会の建設へと乗り出したその意義は大きい。現在、市内七〇才以上老人数は一、一九九人であり、クラブ会員数は八六三人である。

	総 数	男	女
総 数	(863) 1,199	476	723
東多久町	(230) 308	128	177
南多久町	(150) 226	105	121
多 久 町	(100) 165	56	109
西多久町	(121) 132	50	82
北多久町	(262) 371	137	234

註 () 内は会員数を示す

第二節 戦没者遺族の状況並びに靖国の遺児の状況

戦没者遺族の状況並びに靖国の遺児の状況は次表の通りであるが市としては年一回(春季)盛大な合同慰霊祭を実施している。

戦没者の遺族の状況

数 区分		内 訳	
遺族数	1,080帯	{	西 南 7
柱 数	1,152体		日 清 8
戦没者の事変別死亡者数			日 口 26
			日 独 3
			日 支 54
		東 亜 1,054	
被保護世帯	3帯		計 1,152

靖国の遺児の状況

町別 年次	総 数	東 多 久 市	南 多 久 市	多 久 市	西 多 久 市	北 多 久 市
総 数	174	51	22	30	17	55
29年度	13	5		2		6
30年度	32	11	5	5	4	7
31年度	42	10	5	6	7	14
32年度	50	16	8	9	2	16
33年度	37	9	4	8	4	12

註 33年度は見込である

第三節 未帰還者の状況

市内未帰還者の状況は二人であるが、生死の程は不明である。予想される地区は中共が大半である。

町別未帰還者

町別	数	人員
町 別		22人
東多久町		9
南多久町		5
多 久 町		1
西多久町		1
北多久町		6

第四節 中学校卒業児童の就職状況

昭和三十三年新卒中学生の主たる就職先は次表のとおりであるが、去る三月二十五日市福祉事務所、教育委員会、校長会の共催のもと、この児たちの盛大な送別会を実施した。

第五節 引揚者給付金並に遺族給付金取扱状況

終戦により外地から引揚げた人たちにたいする見舞金として引揚者給付金、更に昭和二十五年八月九日以降引揚前後に於て外地又は国内に於て死亡した人たちに対する遺族給付金は、昭和三十三年八月一日から事務上の受付を開始した。

三十三年五月に二〇日までに取扱った件数は当初の見込数を上廻つて、引揚者給付金関係一、二三五件、遺族給付金二二六件となっている。このうち県への申達件数は引揚者関係一、二二〇件、遺族関係二二一件でその殆んどを終了している。

現在まで認定終了したもの、引揚者給付金五〇七件、遺族給付一一一件であり、既に国庫債券の交付を終ったもの、引揚者給付金四〇二件、

中 学 校 卒 業 者 就 職 状 況

33.4.1

学校別 年度 就労先	東部中		南部中		中部中		西部中		北部中		計	
	年度	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	31	32	31	32	31	32	31	32	31	32	31	32
阪 神 地 区	19	15	8	1	7	8	5	3	28	14	67	41
名古屋地区	27	12	4	4	5	6	2	4	26	25	64	51
関 東 地 区	14	12	1	3	2	1	3	2	2	5	22	23
その他県外	33	18	1	4	12	3	2	4	21	19	69	48
県 内 一 円	8	11	7	1	6	13	7	3	56	32	84	60
計	101	68	21	13	32	31	19	16	133	95	306	223
											529	

32年度中学校卒業生数

学校別	人員
東部中	247人
南部中	95
中部中	128
西部中	61
北部中	330
計	861

中学校卒業生進学者数

学校別	31年度	32年度
東部中	132	112
南部中	64	71
中部中	55	68
西部中	36	28
北部中	180	200
計	467	478

遺族給付金七九件となっている。

又国庫債券担保貸付金の当市の三十二年度枠は、一、五一七、〇〇〇円であるが現在までの受付状況は四五件の一、六八〇、五〇〇円で若干上廻っている。

第六節 傷痍軍人会の状況

傷痍軍人で傷痍軍人会に入会している会員は次の通りである。

町別未帰還者	
会順 町別	数
総 数	63
東多久町	8
南多久町	15
多久町	14
西多久町	10
北多久町	16

第六章 社会福祉協議会の状況

第一節 市社会福祉協議会設立の経過

昭和三十二年十月二十六日北多久町天徳寺に於て、民生委員、身体障害者、傷痍軍人、保育、遺族、佛教、司法、母子、市文教委、市福祉事務所の各団体代表の集會に於て、市社協の設立を承認し、会則、事業計画、予算の概要を決定した。

会長に「石志市長を置き、従来の看板のみの社協から脱皮し実質的に活動力のある社協へと転換したのである。このことは、当の福祉事務所が発表した「地域社会福祉協議会設立の構想」に述べた通りである。特に

地域の福祉に欠けた状態をどのような面から活動を展開するかに重点が注がれる訳である。現在までに着手した事業の概要は各種研修を除いて左の通りである。

一、児童福祉関係

1. 子供民生員創設

終戦直後の思想的経済的混乱のなかに、新しい日本の建設を子供達自身の生活のなから求めようとする一部心ある人々のつきつめた心情は、はたしてどのように形態のもとにそれをおし進めるかに問題があつたようである。時恰かも徳島県民生委員連盟が、この構想に着手し昭和二十一年これを実践に移したのである。

即ち子ども自身が自らの心と自らの行動に於て、地域の子供の結集をはかり双葉の時から社会のありかたを信念的に推進させて、斗争や独善の存在を許さない社会を作る極究の問題にあつたのである。爾来終戦の混乱は何ら正常化することなく今日に及んでいるのである。然も終戦後の混乱に培われた児童の心理は、決して真の民主主義のそれではなく、依然として独善と無定見の混沌状態を繰返しているのであつて、相変わらず相剋を繰返す大人の世界のなかに巻き込まれた、あわれな児童たちは何等の自主性を与えらえることもなく、所謂「迷える子羊」の有様である。しかも長欠児童、非行児童は何ら減少することもなく反つて増加の一途を辿っている。事実、又道義的にかんがりの衰退をみせている現実等々、既に終戦十五年余を得た今日、慈に何らかの児童対策を講じなければならぬとする大方の考え方が全社協に於て取上げられたのである。

就中当市の状態が、中、小磁業を中心とした不安定な様相を持っている点から、今にしてこの問題が真剣に討議されることになったのである。昭和三十二年九月、第一回「子供民生委員に関する葉」が福祉事務所から発行されて、民生委員の討議を経て当市にもこの制度を採用することに内定したのである。更に十月五日「子供民生委員の葉」の第二回発行を見て、関係者相寄り市として果たしてこれを採択するか否かを論議したのである。

又十二月十五日「こども民生委員の心得」を発行して最終的協議会を開いたのであるが、創設することに決定し、運営の面を三十三年度を持ち越して現在に至っている。不日実現に移り愈々活動を展開する。

2. 季節保育所の助成

繁忙期に於ける保育児童の問題は、懸案の課題であるが、三十三年度においては市内約一〇ヶ所程度の季節保育所を計画している。即ち最も福祉に欠ける重点地区を選定して実施しようとするのである。社協助成予算は五、〇〇〇円であるので、一ヶ所当り五〇〇円程度の助成をする予定である。

又国としても助成することを考えており、所謂、国、県、市の均等分担として一ヶ所当り九、〇〇〇円を助成するようである。又県共募会の措置児童に対して一人当り五〇〇円の菓子代を約束している。

3. 児童遊園地の設置

狭い地域に密集した人口、就中児童の健全な生活を阻害する環境を克服するため、児童遊園地を設置しようと計画した。昭和三十三年に入るや時を同じくして、本省がこの意向をあきらかにして全国

二〇〇ヶ所に設立を予定している。本県の割当予定は二ヶ所と推定し、当市にも是非設立をさせたいと考えている。

そうなれば当然市営として管理することになるのであるが、実現した場合の構想は次の通りである。

本省が基準としているのは三〇〇坪で、内容はブランコ、シーソー、ジャングルジム、砂場、水飲み所、便所、植込み程度であり、費用は五〇万円を限度として、国、県、市の均等負担である。土地代その他に必要な超過費用は全て市の負担となる。

二. 老人施設

葬むりさられる老人に酬ゆる福祉の対策、又このことを中心として社会道義の高揚を目的とした「老人クラブ」が全国に二番手を承って、三十二年五月九日多久町公会堂において開設の式典を行った。当時福祉事務所の手によって創設したのであるが、十月二十六日市社会福祉協議会の設立と共に該事業は社協の老人福祉部会に移管された。細部は第五章第一節に述べたとおりである。

又三十三年九月頃老人大会を計画している。老人のよりよき福祉の増進を考えて、懸案の諸問題を附議する予定である。更に県大会も同月頃予定されている。

三. 母子福祉関係

市内学童中両親か又は父親を持たないものは中学校三一四人、小学校三八二人、計六九六人となっており、内父親に欠けるもの五〇三人となっている。これらの児童のうち、今春中学校を卒業した児童は一

五五名でその内訳は、父親の戦死によるもの四〇人、病死によるもの一一人、行方不明四人となっている。尚この児童のなかで全く父親の額を知らないものが六〇人の多きを数えている。さて今春中学校の卒業を目前にして、このような父親の情愛に欠けた「父なき不幸な子供たち」に、たった一日ではあるがしみじみとその温い雰囲気を与えてやりたいと「一日行楽」を実施した。父親替りの大役は石志市長、木下議会議長、北島磁業株式会社社長の快諾を得て、三月十五日、西海橋、鵜渡越行楽を行った。

参加児童一三八人、総勢一五九人で二台バスに乘車して感激裡にこの挙を修了した。費用は全て三氏の心よい寄贈を戴いた。児童にもまして母親たちの感激一入であってこの行事の意義は大きい。その時の状況は録音テープに収めた。

四、共同募金並に日赤費納付状況

1. 共同募金納入状況

昭和三十二年度共同募金納入状況は、市目標額四九五、〇〇〇円に對して三九三、八〇〇円で二五%の還付金を含んで一〇〇%となっている。之に對して県共募より当市に還付された金額は現在まで保育園関係分として助成金約二五〇、〇〇〇円、還元金約一〇〇、〇〇〇円計、三五〇、〇〇〇円となっている。尚一層の募金努力が痛感される訳である。

2. 日赤社費徴収状況

昭和三十二年度日赤社費徴収状況は目標額五七二、七〇〇円に對して二七六、〇〇〇円となっており、その徴収率は四七%である。

五、社協協力物故者の慰霊法会

三十二年十二月十日多久市専称寺に於て、社協育成のため香典返し等の浄財を寄贈された一四柱に對する合同慰霊法会を実施した。民生委員に席を有する僧侶の方々の奉仕的参加により、市民生常務委員長木下義定氏が導師となり盛大裡に挙行され、家族の感激一入であつた。

六、世帯更生資金及医療貸付資金の貸付状況

転落寸前の世帯の更生を目指して、生業運営による転機を助成するため、又短期疾病を克服し早期更生を助成するため、法外援護の大幅な活動を開始した。その実績は次の通りである。

世帯更生資金取扱状況表
32年度

	総額		生業資金		医療貸付金	
	件	金額	件	金額	件	金額
総 額	17	595,000	16	550,000	1	45,000
東多久町	3	110,000	3	110,000		
南多久町	2	100,000	2	100,000		
多 久 町	2	80,000	2	80,000		
西多久町	5	185,000	4	185,000	1	45,000
北多久町	5	120,000	5	120,000		

註 昭和33年度における貸付状況は6月1日現在4月分2件80,000円、5月分2件90,000円でいずれも生業資金である。

七、多久炭坑救済事業

昭和三十三年一月八日突如閉山した多久炭坑従業員五三六在籍人員の救済に対しては市と一体となつてあらゆる労力を払つた。福祉事務所の活動と相俟つて世帯更生資金の枠の拡大、県共募よりの義援金獲得、更に年末助け合い余剰金と物資の寄贈等応急の措置に當つた。

八、昭和三十二年歳末助け合い運動について

市内生活保護世帯並にボーダーライン層世帯に対して年の瀬を越すささやかな餅代にでもなればと十二月一日より二十日まで、歳末助け合い募金運動を実施した。宣伝カーを駆つて広報活動を開始し、主旨の貫徹をはかり、婦人会、区長、民生委員、その他の積極的な協力によつて予期以上の成果を挙げた。即ち募金品総額は二三三、九三二円となり一月二十三日配分委員会の審議を経て、それぞれ配分を了した。なかにも非行児童収容施設松原学園の関係園児からの礼状には心温まる感激を覚えた。

第二節 民生委員の活動状況

昭和二十三年七月二十九日、従来の方面委員形態から脱皮した民生委員が誕生し法を以て規定した。更に二十八年八月一日法の一部を改正して、民生委員の性格並に職務の明確な分限を定めた。特に公的保護との関係その他について制度の本質を明らかにしたのである。即、生活保護法第二十二條の規定について所要の改正が加えられたのである。

それより現在まで十年の再現を経たのであるが、民生全般、児童関係全般に亘つて格段の進歩を遂げている。就中、当市における民生（児童）

委員の活動は、従来の救貧対策から実質的には防貧対策へと移行して来たのであり、社会福祉活動^マを漸時把握しつつあるようである。

去る三十年中期頃の炭界不況による生活保護世帯の激増時の対応措置は、市民民生（児童）委員の総力をあげた防貧活動が、貧困世帯の更生に積極献身的になされた。

或は就労の助成に斡旋に、或は勤労の意欲を盛りあがらせて、最低生活の維持に努力させる等、その実績は枚挙に遑がない。今日保護世帯が、最盛期の五五〇世帯から二八〇世帯へと下降していることを考えてもその功績は大きい。近くは、去る一月勿々突如閉山した多久炭坑は従業員の生活実態調査に、北多久町、多久町民生（児童）委員が打つて一丸となつて当たり、福祉事務所をして保護の実施に適切な措置がなされるよう凡ゆる資料を蒐集提出したことは賞賛に値する。

市社協の設立に伴つて、その中核をなす民生（児童）委員の活動は愈々その範囲を拡大した。現在多久市の定員は、六六名であり内婦人は一一名である。

結 論

以上各章にわたつて行はれた諸分析と、その部分的総合を集約して、結論を求めることにしよう。

第一に、被保護世帯の大半が典型的に歩む転落の過程は、炭鉱業よりの失業、退職金又は失業保険金での当分の食いつなぎ、やがて失業対策事業に就労するが、遂に生活保護をうけるということになっているようである。

多久市の場合は、失対就労が前歴でないにしても、被保護世帯中約六〇%が前被業関係従事者である。況して失対就労は、最も簡易な方便職であつて、この方向からの転落は容易に想像できるのである。

現在多久市に於て、失対就労世帯で被保護世帯は四四%の高きにある。多久市の場合、他に強力な産業を伴わない被業依存都市では、失対という定職化された救済事業と、生活保護への強度の依存というように、社会保障制度へ集中する公算は大きいのである。

一地域で、その経済を支配する特定の産業が生命的な比重と意義を持つ場合、多久市の場合は石炭産業を蝶番生産とする都市であるという構造を持っている。このような蝶番生産の社会では、不況の影響は深刻であり、他に失業者のはけ口が容易ではない。戦後の石炭好況時に多久市に移住して来たもので、現在被保護世帯であるものはその現在保護世帯の中ばに達している状況である。そのことは、一旦不況になると先づ失対、次いで生活保護、而して依然として多久市に停滞するところに問題があるのである。

さらに多久市の農業形態が一人当り一反三畝二歩、一石六斗二升の収穫面積しか有しない準零細農である事実からすれば、ここから経済的没落者の出現が予想されるのであるが、事實は農家の被保護層は稀少である。

同じ経済的没落者といつても、被業よりの没落者とは明白に区別されるべき何ものがあるように考えられるのである。更に注意すべきことは、被保護階層の再起更生が甚だしく困難であるということである。このことは、被業没落者を吸収する市場の限界による客観的問題と、主観的な生活惰性の在り方が要因をなしている。

加えて漸時低下しつゝ、ある民法上の扶養、扶助の道德観乃至は犠牲観の欠如が拍車をかけているようである。転落寸前の世帯が歯を食いしばつて最低生活の維持に努力を累ねている現状と、保護を一度うけた前歴世帯が再開を望んでいる現状とを考えると、割り切れない現実を知るのである。

ここにも血縁的団結の弛緩と之にかわる社会保障制度への高度の依存という相関的現象が特色をなしているのである。

遅滞しながら消費経済の計画的合理化を新生活更生運動として考えてゆかなければならないようである。

地勢概要から生まれる招かざる水害対策、被業対策が有形福祉として緊急且つ計画的に講じられてゆかなければならないようである。

さて、生産、加工産業の誘致対策は本論に於いて述べた通りであるが、これとは別に職業安定所等の関係最も深い部門の誘致も等閑視されないようである。当市の如く特に密接な状態にあるところでは尚更である。いずれにしてもわれわれは、多久市の実態を凡ゆる角度から研究して、そのうちの何が福祉に欠ける状態にあるのかを知ることであり、その最も生活に直結している面をどのような方法で克服してゆくかを考究してみることであらう。

法と法外とを道義の合一によつて、何ものかが飛躍すること自体が福祉の推進である。市社会福祉協議会の強力な運営と相俟つて一歩一歩何ものかが解決されてゆくことを希念している次第である。社会福祉の増進をはかるためにさし当り、公益質屋、授産所、公益洗濯屋などの設置も必要である。

又、特定地区一帯の広模をそのままに公園化して観客誘致の方法も必

要である。ただ市の財政と相關的にそれらの重点的なものから漸時克服されてゆかなければならないと考えられるのである。

以上